

平成二十六年法律第二十四号
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法

目次

第一回 総則（第一条～第七条）	2
第二回 設立（第八条～第十三条）	この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。
第三回 管理	一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であつて、次に掲げる要件に該当するもの
第四回 業務	イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。
第五回 国の援助等（第二十八条～第二十九条）	ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
第六回 財務及び会計（第三十条～第三十三条）	二 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業
第七回 監督（第三十四条～第三十六条）	三 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいう。
第八回 解散等（第三十七条～第三十八条）	（数）
第九回 雜則（第三十九条）	（株式の政府保有）
第十回 罰則（第四十条～第四十六条）	（株式の記載又は記録事項）
附則	（四）株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。
（機構の目的）	（五）株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の全部について議決権を行使することができるものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならぬ。
第一条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行ふ者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もつて我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。	（六）同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
第二条 この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいう。	（七）機構は、新株予約権の行使により株式を利用して貨物を運送する事業及び当該事業を利用して旅客又は貨物を運送を行う事業
二 鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又	（八）機構は、新株予約権の行使により株式を利用して貨物を運送する事業及び当該事業を利用して旅客又は貨物を運送を行う事業

第一回 総則（第一条～第七条）	3
第二回 設立（第八条～第十三条）	機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。
第三回 管理	（政府の出資）
第四回 業務	（商号）
第五回 国の援助等（第二十八条～第二十九条）	（六）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
第六回 財務及び会計（第三十条～第三十三条）	（七）機構は、その商号中に株式会社海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いなければならない。
第七回 監督（第三十四条～第三十六条）	（八）機構は、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いてはならぬ。
第八回 解散等（第三十七条～第三十八条）	（九）（略）
第九回 雜則（第三十九条）	（十）（略）
第十回 罰則（第四十条～第四十六条）	（十一）（略）
附則	（十二）（略）
（機構の目的）	（十三）（略）

第一回 総則（第一条～第七条）	3
第二回 設立（第八条～第十三条）	機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。
第三回 管理	（政府の出資）
第四回 業務	（商号）
第五回 国の援助等（第二十八条～第二十九条）	（六）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
第六回 財務及び会計（第三十条～第三十三条）	（七）機構は、その商号中に株式会社海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いなければならない。
第七回 監督（第三十四条～第三十六条）	（八）機構は、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いてはならぬ。
第八回 解散等（第三十七条～第三十八条）	（九）（略）
第九回 雜則（第三十九条）	（十）（略）
第十回 罰則（第四十条～第四十六条）	（十一）（略）
附則	（十二）（略）
（機構の目的）	（十三）（略）

第一回 総則（第一条～第七条）	3
第二回 設立（第八条～第十三条）	（政府の出資）
第三回 管理	（商号）
第四回 業務	（六）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
第五回 国の援助等（第二十八条～第二十九条）	（七）機構は、その商号中に株式会社海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いなければならない。
第六回 財務及び会計（第三十条～第三十三条）	（八）機構は、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いてはならぬ。
第七回 監督（第三十四条～第三十六条）	（九）（略）
第八回 解散等（第三十七条～第三十八条）	（十）（略）
第九回 雜則（第三十九条）	（十一）（略）
第十回 罰則（第四十条～第四十六条）	（十二）（略）
附則	（十三）（略）
（機構の目的）	（十四）（略）

十五 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十五号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第二節 支援基準

第二十四条 国土交通大臣は、機構が対象事業の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

（支援決定）

第二十五条 機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（支援決定の撤回）

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業を行わないとき。
二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。（株式等の譲渡その他の処分）

第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第五章 国の援助等

（国の援助等）

国土交通大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の

行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国土交通大臣及び國の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（財政上の措置等）

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事務の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するに必要な財政上の措置その他の措置を行なうために必要な努力なければならない。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

（第六章 財務及び会計）

（予算の認可）

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しなければならない。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

（剩余金の配当等の決議）

第三十一条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の決議には、その効力を生じない。

（財務諸表）

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（政府保証）

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議

決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借り入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

（監督）

第七章 監督

2 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（財務大臣との協議）

国土交通大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十一条第二項、第二十二条、第二十三条第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十八条の認可の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の罰金を借り入れようとするときは、五十万円以下の罰金に處する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その懲役又は百万円以下の罰金に處する。

（第四十一条） 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は五百円以下の罰金に處する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その懲役又は五百円以下の罰金に處する。

（第四十二条） 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五条）第二条の例に従う。

（業務の実績に関する評価）

第三十六条 国土交通大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

（第八章 解散等）

第三十七条 機構は、第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

（機構の解散）

2 前項の解散は、国土交通大臣の認可を受けてなければならない。

（合併等の決議）

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（報告の微収等）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第九章 雜則）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくは監査役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくは監査役は、百万円以下の過料に処する。

（第四十五条） 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくは監査役は、五百円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第十章 罰則）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

5 第二十五条第二項又は第二十七条の規定に違反して、決定を行つたとき。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合は、三年以下の懲役に処する。

- 六 第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。
- 七 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表・損益計算書若しくは事業報告書を提出せざ、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 八 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 第四十六条** 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第十一号)の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九

一 号 抄 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七

一 号 抄 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債 株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定 (第六十八条第二項) を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)

- 、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百一十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

1 (施行期日) **附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号 抄**

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日